

機能名称	仕務者たたき台	画面フロー	A	B	C	D	E	F	G	H	I	要件の考案方・優先	検討項目（観点）	検討項目（観点）			
1.1.10.	被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、種々の扶養者になっているか確認できること。											【1.1.11 世帯管理】 同一世帯内での扶養重課や世帯相互間の扶養重課が確認できること。被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、種々の扶養者になっているか確認できること（扶養者チェックは当初課税処理以外でも実施できること）。	要件化しているのは「団体のみですが、本機能がない場合、業務効率の面で、下記について確認させていただきます。 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	左記「考え方・視点」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	当初の仕務者たたき台の記載から、変更無しといたします。		
1.1.11.	同一世帯内や世帯相互間の扶養重課を確認できること（扶養者チェックは任意のタイミングで実施できること）。 ①扶養重課の発生タイミング ②扶養重課の発生状況 ③扶養重課の発生原因 ④扶養重課の発生状況 ⑤扶養重課の発生原因 ⑥扶養重課の発生状況		6.2.2. 扶養者登録 (395, 396) ■扶養重課がシステム上で管理できること。（世帯画面で表示できる） ■2段階の結果表示して扶養の紐付けがされた該当者について抽出、出力されること。 6.3.3. 更正 (税額変更) (686) ■重課して被扶養者の登録がされた該当のエラー表示ができること。	【扶養・専従者入力・全額】 (190) 所得要件追加や二重扶養などのエラーチェックが、入力時でできること。 (191) 登録されている扶養情報について、一括処理によるエラーチェックを行い、エラーデータをリストアップできること。 【当初課税処理・全額】 (209) 基本情報フォーム内の、世帯主無し、及び世帯主重課者チェックを行い、結果リストを出力できること。								【1.1.11 世帯管理】 同一世帯内での扶養重課や世帯相互間の扶養重課が確認できること。被扶養者の所得情報や被扶養者から扶養情報を見た場合、種々の扶養者になっているか確認できること（扶養者チェックは当初課税処理以外でも実施できること）。	▼確認事項▼ 扶養重課の発生状況を確認した上で、下記のいずれでも問題ない場合は左記の要件事項で問題ないかを確認させていただきます。 ①特別な機能が不要 - 扶養重課の発生状況をオンラインで照会し、職員が扶養重課を直接確認してチェックするパターン（チェック機能による重課確認ではないため、マンパワーが必要かつヒューマンエラーが発生するリスクが高い） ②個別登録の流れて確認できる機能 - 扶養重課の発生状況を確認する場合はアラートが上がるなど、個別登録の流れてチェックができるパターン ③一括登録処理時にチェックされる機能 - 扶養重課発生（資料取込み等）で扶養重課するものがエラー出力されるパターン（個別に登録する情報については①のとおり目視でチェック） ④構築等で事後にチェックする機能 - 登録済みの扶養情報をもとに、重課リストを出力するパターン ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	①機能の修正 任意のタイミングの一例として下記に記載いたします。 ②想定する業務発生タイミング ③扶養重課の発生状況に被扶養者となっているかを判定（登録は可能） ④資料情報取り込み等の一括登録処理判定 ⑤登録済みの扶養情報をもとに判定			
1.1.12.	個別に扶養情報を見たい場合、過去の扶養情報から引き継いで、「過去の扶養情報から、任意の扶養者を選択して、登録できること」。											【扶養・専従者入力・全額】 (192) 扶養情報登録時には、入力作業を効率よく行うため、前年情報や世帯情報からの引用ができること。 (193) 前年の扶養マスタから前年死亡者や転出者以外の情報を当年データとして引き継げること。 【扶養・専従者、扶養重課者情報前年繰越】 (207) 前年の扶養重課者情報を指定年度に繰越させることができること。必要項目に赤字表示がない場合は繰越しない。	扶養情報の個別登録が多い場合は必要機能が不要です。 扶養重課登録を電子データ取込みを主体とする場合は、操作性が向上する。また、必要な項目があるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・視点」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	①機能の修正 扶養情報の引き継ぎについて補足するため下記の通り表現を修正いたします。 ②個別に扶養情報を見たい場合、過去の扶養情報から引き継いで（過去の扶養情報から、任意の扶養者を選択して）登録できること		
1.1.13.	住居世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。											【1.1.13 世帯管理】 住居世帯とは別に税世帯を管理（登録、修正、削除）できること。	左記「考え方・視点」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	当初の仕務者たたき台の記載から、変更無しといたします。 ※ご質問にある「税世帯＝扶養情報」という認識でよろしいでしょうか。1.1.6の機能にある通り、「配偶者、被扶養者、専従者等の関連付け」をした情報となります。			
1.1.14.	事業所情報として、納入区分（特別徴収・普通徴収）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 任意に納入区分の変更ができること。	No. 1.6	6.1.1. 個人/事業者基本情報作成 (47) ■事業所種別区分（特別徴収/普通徴収） ■事業所の種別、特記事項 ■事業所のデータが確定できること。 ■納税事業者の登録ができること。 ■eTAXの連携環境から取り出した利用履歴のデータが取り込めること。 ■eTAXの利用履歴と、事業所の宛名をひも付けできること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。										【1.1.14 事業所情報管理】 事業所種別区分（特別徴収/普通徴収）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 任意に納入区分の変更ができること。	特別徴収義務者としての事業所以外に、普通徴収切替後の管理により特別機能が不要な場合があります。 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	左記「考え方・視点」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	当初の仕務者たたき台の記載から、変更無しといたします。	
1.1.15.	事業所情報には、基本情報（法人番号、事業所名（漢字・カナ・アルファベット・数字）、代表者氏名、連絡先、所在地、eTAXの納税者ID、特記事項（メモ）を管理（登録、参照、修正、削除）できること。 【外部媒体連携】 172. 特記事項を特記事項指定してある事業所番号に紐付けができ、その事業所が正しいか抽出し確認ができること。また、紐付けをした納税者IDと特記事項指定番号を次年度以降に引き継ぐことができること。 【問い合わせ】 375. 特記事項の認定情報が照会できること。 379. 事業所指定の内訳（個人別明細）が照会できること。 385. 特記事項の認定情報が照会できること。 386. 事業所指定の内訳（個人別明細）が照会できること。 387. 特記事項毎にメモ機能があること。	No. 1.6, 8	6.1.1. 個人/事業者基本情報作成 (32-35, 37, 38, 40-42, 45, 48, 51-55, 57) ■特記事項の種別、特記事項 ■特記事項のデータが確定できること。 ■特記事項の登録ができること。 ■eTAXの連携環境から取り出した利用履歴のデータが取り込めること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。	【給付支払報告書管理・事業所種別の登録修正】 (229) 事業所種別（特別徴収事業者/普通徴収事業者）の登録・修正ができること。 【給付支払報告書管理・納税者IDの登録修正】 (229) eTAXの納税者IDを登録・修正できること。 【給付支払報告書管理・代表者等管理】 (231) 市区町村が複数あり、全ての支店分を給付事業者を紐付ける必要がある場合、送付先や書類の送付先を管理する機能があること。 【給付支払報告書管理・納税事業者の住所】 (232) 特別徴収事業者でなく、全ての支店分を給付事業者を紐付ける必要がある場合、送付先や書類の送付先を管理する機能があること。 【給付支払報告書管理・特記事項】 (245) 特記事項の種別、特記事項（住所、連絡先、eTAXの連携環境から取り出した利用履歴のデータが取り込めること） ■特記事項の種別、特記事項 ■特記事項のデータが確定できること。 ■特記事項の登録ができること。 ■eTAXの連携環境から取り出した利用履歴のデータが取り込めること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。 ■法人登記住所の登録/変更ができること。 ■住所/屋号/法人番号/個人番号が登録/変更ができること。									【1.1.15 事業所情報管理】 事業所種別区分（特別徴収/普通徴収）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 任意に納入区分の変更ができること。	▼確認事項▼ 事業所情報として、本機能が必須か確認させていただきます。（特別徴収義務者、給付所得者の異動届や給付支払報告書に記載のある事業所情報を管理できるかどうか） ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	①本店情報はオプションで管理項目といたします。 ②オプション機能の追加 - 特別徴収義務決定、変更通知の送付先を管理する機能をオプションとして追加いたします。 - 送付先管理 - 電子媒体での受取希望（eTAX以外）、早期送付希望、手渡し希望（3号別表）のみ希望 - 下記の機能をオプション機能として追加いたします。 「税目で作成した事業所情報を反映して、個人住民税の事業所情報登録を完了させること。」 ③連携事項 - 以下の項目を必須管理項目として違和感がないか（管理項目としていない項目がないか）確認いたします。 - メールアドレス、個人事業主、法人区分、電子申告、返戻率、休業、除籍区分（法人成、廃業、解散、取消）、除籍年月、異動入力日 - 「提出された給付支払報告書の情報を事業所ごとに確認できる画面の必須」とのご意見を踏まえておりますが、資料情報を確認した事業所で検索し、提出された事業所として、事業所情報として給付支払報告書の特定の項目を管理する必要があるかを確認いたします。		
追加-24	【お問い合わせ】 375. 特記事項の認定情報が照会できること。 379. 事業所指定の内訳（個人別明細）が照会できること。 385. 特記事項の認定情報が照会できること。 386. 事業所指定の内訳（個人別明細）が照会できること。 387. 特記事項毎にメモ機能があること。																
追加-25	【お問い合わせ】 375. 特記事項の認定情報が照会できること。 379. 事業所指定の内訳（個人別明細）が照会できること。 385. 特記事項の認定情報が照会できること。 386. 事業所指定の内訳（個人別明細）が照会できること。 387. 特記事項毎にメモ機能があること。																
1.1.16.	事業所情報から送付先の指定情報を簡単に確認できること。												【1.1.16 事業所情報管理】 事業所種別区分（特別徴収/普通徴収）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 任意に納入区分の変更ができること。	原則画面表示は絶対対象外ですが、事業所情報の異動登録（所在地変更、代表者変更等）の際に送付先情報の修正を促すための実装が望ましい機能であり、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考え方・視点」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	①業務必須の機能とすべきかを確認させていただきます。	
1.1.17.	事業所情報から特別徴収義務者情報を容易に確認できること。		6.1.1. 個人/事業者基本情報作成 (46, 56) ■特記事項の付帯ができること。（自動付帯もできること） ■照会画面において異動履歴の確認ができること。 6.3.3. 更正 (税額変更) (707, 777) ■該当事業所の種別、特記事項 ■特記事項の登録/変更ができること。 6.7.3. 個人/事業所情報照会 (969) ■指定番号/事業所名/受給番号/整理番号が参照できること。 6.7.3. 個人/事業所情報照会 (1005, 1007, 1008) ■事業所名/住所/郵便番号/指定番号/法人番号/別名/住所/電話番号/居住者作成フラグ/納入者作成フラグ/徴収区分が参照できること。 ■納期特別事業所の場合、その旨が参照できること。 ■納期特別事業所の画面表示がタブ毎に切り替えできること。		【当初異動処理・給付未提出事業所一括出力】 (252) 事業所管理情報より抽出されたデータの給付未提出事業所一括出力ができること。 【給付支払報告書管理・給付支払報告書の登録・修正】 (226) 課税年度ごとに登録・修正・照会ができること。 【給付支払報告書管理・特別徴収個人明細】 (227) 課税年度ごと事業所ごとに特別徴収者の一覧・対象者ごとの月別額・事業所の月別納付額・特記事項（年齢）の照会ができること。									【1.1.23 特別徴収義務者情報管理】 事業所情報管理画面から特別徴収義務者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 また、履歴管理ができること。 【1.1.25 特別徴収義務者情報管理】 事業所情報管理画面から特別徴収義務者の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。	原則画面表示は絶対対象外ですが、本機能が不要な場合があります。 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	左記「考え方・視点」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ※なぜその機能が必要か/なぜその機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ※その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	当初の仕務者たたき台の記載から、変更無しといたします。

機能名称	仕務担当タスク	利用フロー	目的	効果	目的	効果	目的	効果	目的	効果	要件の考案方・機能	検討項目 (検討点)	検討項目 (検討点)
1.3.3.	1.3.3.1. 申請書作成	1.3.3.2. 各種資料登録	1.3.3.3. 各種資料登録	1.3.3.4. 各種資料登録	1.3.3.5. 各種資料登録	1.3.3.6. 各種資料登録	1.3.3.7. 各種資料登録	1.3.3.8. 各種資料登録	1.3.3.9. 各種資料登録	1.3.3.10. 各種資料登録	1.3.3.11. 各種資料登録	1.3.3.12. 各種資料登録	1.3.3.13. 各種資料登録
1.3.3.1.	1.3.3.1.1. 申請書作成	1.3.3.1.2. 各種資料登録	1.3.3.1.3. 各種資料登録	1.3.3.1.4. 各種資料登録	1.3.3.1.5. 各種資料登録	1.3.3.1.6. 各種資料登録	1.3.3.1.7. 各種資料登録	1.3.3.1.8. 各種資料登録	1.3.3.1.9. 各種資料登録	1.3.3.1.10. 各種資料登録	1.3.3.1.11. 各種資料登録	1.3.3.1.12. 各種資料登録	1.3.3.1.13. 各種資料登録
1.3.3.2.	1.3.3.2.1. 申請書作成	1.3.3.2.2. 各種資料登録	1.3.3.2.3. 各種資料登録	1.3.3.2.4. 各種資料登録	1.3.3.2.5. 各種資料登録	1.3.3.2.6. 各種資料登録	1.3.3.2.7. 各種資料登録	1.3.3.2.8. 各種資料登録	1.3.3.2.9. 各種資料登録	1.3.3.2.10. 各種資料登録	1.3.3.2.11. 各種資料登録	1.3.3.2.12. 各種資料登録	1.3.3.2.13. 各種資料登録
1.3.3.3.	1.3.3.3.1. 申請書作成	1.3.3.3.2. 各種資料登録	1.3.3.3.3. 各種資料登録	1.3.3.3.4. 各種資料登録	1.3.3.3.5. 各種資料登録	1.3.3.3.6. 各種資料登録	1.3.3.3.7. 各種資料登録	1.3.3.3.8. 各種資料登録	1.3.3.3.9. 各種資料登録	1.3.3.3.10. 各種資料登録	1.3.3.3.11. 各種資料登録	1.3.3.3.12. 各種資料登録	1.3.3.3.13. 各種資料登録
1.3.3.4.	1.3.3.4.1. 申請書作成	1.3.3.4.2. 各種資料登録	1.3.3.4.3. 各種資料登録	1.3.3.4.4. 各種資料登録	1.3.3.4.5. 各種資料登録	1.3.3.4.6. 各種資料登録	1.3.3.4.7. 各種資料登録	1.3.3.4.8. 各種資料登録	1.3.3.4.9. 各種資料登録	1.3.3.4.10. 各種資料登録	1.3.3.4.11. 各種資料登録	1.3.3.4.12. 各種資料登録	1.3.3.4.13. 各種資料登録
1.3.3.5.	1.3.3.5.1. 申請書作成	1.3.3.5.2. 各種資料登録	1.3.3.5.3. 各種資料登録	1.3.3.5.4. 各種資料登録	1.3.3.5.5. 各種資料登録	1.3.3.5.6. 各種資料登録	1.3.3.5.7. 各種資料登録	1.3.3.5.8. 各種資料登録	1.3.3.5.9. 各種資料登録	1.3.3.5.10. 各種資料登録	1.3.3.5.11. 各種資料登録	1.3.3.5.12. 各種資料登録	1.3.3.5.13. 各種資料登録
1.3.3.6.	1.3.3.6.1. 申請書作成	1.3.3.6.2. 各種資料登録	1.3.3.6.3. 各種資料登録	1.3.3.6.4. 各種資料登録	1.3.3.6.5. 各種資料登録	1.3.3.6.6. 各種資料登録	1.3.3.6.7. 各種資料登録	1.3.3.6.8. 各種資料登録	1.3.3.6.9. 各種資料登録	1.3.3.6.10. 各種資料登録	1.3.3.6.11. 各種資料登録	1.3.3.6.12. 各種資料登録	1.3.3.6.13. 各種資料登録
1.3.3.7.	1.3.3.7.1. 申請書作成	1.3.3.7.2. 各種資料登録	1.3.3.7.3. 各種資料登録	1.3.3.7.4. 各種資料登録	1.3.3.7.5. 各種資料登録	1.3.3.7.6. 各種資料登録	1.3.3.7.7. 各種資料登録	1.3.3.7.8. 各種資料登録	1.3.3.7.9. 各種資料登録	1.3.3.7.10. 各種資料登録	1.3.3.7.11. 各種資料登録	1.3.3.7.12. 各種資料登録	1.3.3.7.13. 各種資料登録
1.4.1.	1.4.1.1. 各種資料登録	1.4.1.2. 各種資料登録	1.4.1.3. 各種資料登録	1.4.1.4. 各種資料登録	1.4.1.5. 各種資料登録	1.4.1.6. 各種資料登録	1.4.1.7. 各種資料登録	1.4.1.8. 各種資料登録	1.4.1.9. 各種資料登録	1.4.1.10. 各種資料登録	1.4.1.11. 各種資料登録	1.4.1.12. 各種資料登録	1.4.1.13. 各種資料登録

機能名称	仕様がたき台	メニュー コード	D番	E番	F番	G番	H番	I番	要件の考え方・確認	検核項目 (検点書)	検核項目 (論点)
1.4.19. 資料取込み	<p>原簿資料の資料番号「原簿資料ごとに必要な個人との紐づけに利用する番号」の自動付番ができること。</p> <p>【納税収集】 61. 納税のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 62. 原簿資料ごとに資料番号を指定の桁数、番号体で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。 65. 納税のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。</p> <p>【公的年金収集】 95. 公的年金一覧を指定した桁数・番号体で自動付番、追加、削除ができること。 97. 年金のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。 112. 年金のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができること。</p> <p>【住民税申告書収集】 116. 市申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力ができ、資料の識別もできること。 124. 市申告書、県申告書の登録はバッチでもでき、資料の識別もできること。</p> <p>【確定申告書収集】 154. 確定申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。 162. 確定申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。</p> <p>【外部媒体連携】 171. 外部媒体による納税のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。</p> <p>【外部媒体連携】 174. 納税のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。 197. 外部媒体による納税のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。</p> <p>【電子申告】 197. 電子申告のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。 210. 電子申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。 211. 原簿資料ごとに資料番号を指定の桁数、番号体で自動付番でき、追加や削除が容易に出来ること。 214. 電子申告書のバッチ処理で資料管理用の資料番号の入力出来ること。</p>	no.2_13_16	<p>【当初課税前処理・全額】 (22) 原簿資料の整理番号(通番)の自動付番ができること。</p>					<p>【1.4.20. 資料取込み】 原簿資料の資料番号の自動付番ができること。</p>	<p>データ取込みによる資料番号では、個別の情報は記載できないため、必須の設定。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき裏装必須機能はないか</p>	<p>①機能の修正 「資料番号」の記載を「資料番号(原簿資料ごとに個人を特定する番号)」に修正します。 ②オプション機能の追加 下記要件をオプション機能として追加いたします。 「バッチ処理で登録した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐つけて管理できること」</p>	
追加-47	システム上で登録した資料番号を取り込み、該当する個人と資料情報を紐つけて管理できること。										
1.4.20. 電子データ(パンチデータ等)の再取込みができること。		no.2_16	<p>【当初課税前処理・全額】 (24) 穿孔入力したファイルの再取込みのやり直しができること。</p>					<p>【1.4.20. 資料取込み】 穿孔入力したファイルの再取込みができること。パンチデータの再取り込みはSE対応可</p>	<p>運用環境における要件は、D,I,Fのみですが、2社の機能の記載にある通り、取込データの全体に修正が必要な状況(取込ファイルの資料番号の付番等)等で、再取り込みができない場合、取込済みデータを個別に修正する必要が生ずるため、対応が困難であることが想定されます(特に当初課税では短期間に大量の処理が発生する認識です)。上記の理由により、エラー発生時修正後の再取り込み等、再処理は必須の想定です。</p>	<p>左記「考え方・確認」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき裏装必須機能はないか</p>	<p>①オプション機能 以下の機能をオプションとして追加いたします。 「県庁や市役所など4月に大規模な人事異動を行った事業所別の電子データ船組について、前年度の支給番号の取り込み(前年度とは異なる支給番号の紐づけ)ができること」</p>
追加-48	原簿資料の資料番号「原簿資料ごとに必要な個人との紐づけに利用する番号」の自動付番ができること。										
1.4.21. 給与収入金額より給与所得を自動算出できること。		no.2_13_16	<p>【当初課税前処理・全額】 (26) 給与収入金額より給与所得を自動算出できること。</p>					<p>【1.4.30. 資料取込み】 給与収入金額より給与所得を自動算出できること。</p>	<p>給与支払報告書の給与所得控除後の記載と比較して、申告情報の整合性確認等に利用し、正確な課税額を算出する情報とするため、機能としては必須の想定です。 個別入力対象が多く現実的ではないかと考えます。</p>	<p>左記「考え方・確認」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき裏装必須機能はないか</p>	<p>当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。</p>
1.4.22. 年金収入金額より年金所得を自動算出できること。		no.2_13_16	<p>【当初課税前処理・全額】 (27) 年金収入金額より年金所得を自動算出できること。</p>					<p>【1.4.31. 資料取込み】 年金収入金額より年金所得を自動算出できること。</p>	<p>税額計算に必要な情報となるため機能としては必須の想定です。 可搬入力対象が多く現実的ではないかと考えます。</p>	<p>左記「考え方・確認」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき裏装必須機能はないか</p>	<p>当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。</p>
1.4.23. 他団体回送	<p>他団体回送用にて、1月1日時点で市内に存在しない住記の住民番号と原簿資料を突き、回送対象として設定できること。</p>	No.2_24	<p>6.1.3. 申告受付受付(219) ■住居その他の情報があつた宛名について、他市回送登録及び資料削除ができること。 ■住居その他の情報が無い場合、事業所関係及び個人照会を行う対象資料が抽出及び出力できること。</p>	<p>【個人特定・他市回送一括印刷】 【112】資料回送となる際の課税資料データについて、一括で他市町村宛の回送票を作成し印刷できること。 ※回送対象者であることが画面で確認できること ※回送対象データ一覧表に加え、回送票の課税資料イメージを一括で作成することが望ましい ※回送票とイメージが分かれていても、組み合わせて印刷可能</p>				<p>【1.4.115. 他市回送】 他市回送用にて、1月1日時点で市内に存在しない住記の住民番号と原簿資料を突き、回送票を自動作成できること。</p>	<p>他団体回送が必要な対象の情報を逐一登録を実施するため、必須の想定です。 ※電子データでの回送に対応しきれない団体もあり(回送料の電子データへの対応が困難等)、オプションと位置付けることは現実的ではないと考えます。 ※1.4.24、1.4.25とあわせて要件の過不足について確認させていただきます。</p>	<p><確認事項> 他団体回送の運用に際して以下の観点を確認していただき、要件に不足がないかを検討します。 1. 回送方法 ①他団体回送は紙の資料を作成して対応している(紙対応のみ)。 ②eTAX回送機能を利用して対応している(電子対応のみ)。 ③紙とeTAXの双方を利用して対応している。 2. 回送料(紙)の作成 ①送付文書、送付資料を回送対象者ごとに作成し対応している。 ②送付文書は回送先ごとに作成し、送付資料は回送対象者ごとに作成して対応している。 ③送付文書は回送先ごとに作成し、送付資料は回送先ごとに作成して対応している。 3. 送付対応 ①送付先の団体ごとに回送資料をまとめて送付している。 ②回送対象者ごとに個別に送付している。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき裏装必須機能はないか</p>	<p>①機能の修正 回送対象を抽出できることを「回送対象として設定できること」に修正いたします。 ※1.4.23-1.4.25の確認結果のご意見より、システム対応が可能であれば原則電子回送とするものと思っております。 ※必要な機能としては、電子回送用に回送対象として設定される機能と判断いたしました。</p>
1.4.24. 国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。		No.2_24						<p>【1.4.116. 他市回送】 紙だけでなく、国税連携システムで回送可能なデータ形式でも出力できること。 【1.4.117. 他市回送】 回送先の自治体ごとにイメージデータファイルを作成できること。回送資料1ファイルと回送先自治体ごとのファイルの両方で作成できること。</p>	<p>国税連携システム経由で取得した課税資料を国税連携システムで回送処理する際の機能として、必須の想定です。 ※本機能がない場合は、電子データを送付資料として出力し、転送することによる効率化の観点から現実的ではないと考えます。 ※本機能の運用については、1.4.23と併せて確認させていただきます。</p>	<p>左記「考え方・確認」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか(不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき裏装必須機能はないか</p>	<p>①確認事項 下記の機能の追加を想定しております。追加する場合は必須機能でよいかを確認いたします。 ・「納税、年報について、脱税者形式のCSVレアウトでも出力できること。また、確定申告書については回送票のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報(年分、得意番号、カネ底高、5年分月日、登録番号、送付データ作成年月日等)を出力できること」 ・電子データでの回送対応とする場合、上記の情報以外に必要な情報がないかを確認いたします。</p>
追加-49	他団体への回送用データとして納税、年報について、脱税者形式のCSVレアウトでも出力できること。また、確定申告書については回送票のほか、国税連携システムで回送処理に必要な情報(年分、得意番号、カネ底高、5年分月日、登録番号、送付データ作成年月日等)を出力できること。										

機能名等	仕様書/タスク	開発	DB	UI	UI	UI	UI	UI	UI	要件の考え方・機能	検討項目(論点)	検討項目(論点)
2.1.3.	確定申告・個人住民税申告・年末調整済給与支払報告・年末調整済給与支払報告書・年末支払報告書の提出期限を自動的に算出できるようにする。											
追加-51	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を指定して合算処理を実施できるようにする。											
2.1.4.	課税資料欄に異なる所得の合算方法が設定できること。											
2.1.5.	併用権収データの自動作成ができること。	No. 3.1										
2.1.6.	合算後、追加資料を入力した際は、 <u>任意のタイミング</u> で再合算処理ができること。	No. 3.1										
2.1.7.	合算アラートチェック	No. 3.1										
追加-52	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を指定して合算処理を実施できるようにする。											
追加-53	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を指定して合算処理を実施できるようにする。											
追加-54	任意の課税対象者を指定して、個別に課税資料の優先順位を指定して合算処理を実施できるようにする。											

機能名称	仕様書/タスク	シナリオ	B	C	D	E	F	G	H	I	要件の考え方・優先	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)
追加-55	資料の抽出が可能な対象者をチェックし、アラートを出力できること。 「アラート」の出力先を指定できること。 「アラート」の出力先を指定できない場合は、アラートが出力されないこと。 「アラート」の出力先を指定できない場合は、アラートが出力されないこと。 「アラート」の出力先を指定できない場合は、アラートが出力されないこと。												
追加-56	資料の抽出が可能な対象者をチェックし、アラートを出力できること。 「アラート」の出力先を指定できること。 「アラート」の出力先を指定できない場合は、アラートが出力されないこと。 「アラート」の出力先を指定できない場合は、アラートが出力されないこと。 「アラート」の出力先を指定できない場合は、アラートが出力されないこと。												
2.1.8.	資料のうち、任意項目が不明な場合は、未処理/処理した項目に該当する項目(少額)の項目の項目、属性へ出戻りするなどの必要な処理(区分)で管理(参照、修正、削除)できること。	No. 3.4											
追加-57	任意項目が不明な場合は、未処理/処理した項目に該当する項目(少額)の項目の項目、属性へ出戻りするなどの必要な処理(区分)で管理(参照、修正、削除)できること。												
2.1.9.	データ内容チェックでアラートとなった対象者のデータ、及びアラートの内容を確認できること。	No. 3.4											
2.1.10.	全体合算後のデータ内容チェックを出力でき、合算時のアラートリストも確認出力できること。 また、再合算の機能も出力できること。	No. 3.4											
2.1.11.	徴収区分(特別徴収(給付、年金)、普通徴収、併用徴収)について、徴収希望、前年度の滞納・延滞、滞納の滞納に基づき自動的に設定できること。	No. 3.6											

機能名称	仕様書たき台	画面	D	E	F	G	H	I	要件の考案方・機能	検討項目 (検討点)	検討項目 (論点)	
3.6.15.	併用徴収者、普通徴収もしくは特別徴収のみの課税に変更することができること。								【3.6.29 更正 (徴収方法と期前)】 併用徴収者の給与振替が期前になった場合に、徴収方法を更新した場合に対応が必要となる、必須の想定です。 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	①質疑回答 ②-1) 仕様書に記載しているのは、併用者だけを改めて要件として明記しているという理解か。 ⇒ご認識の通りです。	
3.6.16.	併用徴収から普通徴収の方に変更した場合、普通徴収期前・普通徴収の変更開始期から特別徴収課税額の残額を通知した期前納税額に変更できること。							【3.6.30 更正 (徴収方法と期前)】 1団体のみの要件化ですが、徴収方法を更新した場合に必要なため、必須の想定です (他団体に付いては、その他の更正に係る徴収方法の変更、期前納税の更新に内包されており、明記されていないものと理解しています)	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	①質疑回答 ②-1) 仕様書たき台に記載されている状況がよくわかりませんでした。併用者の特殊性を想定しているのでしょうか。 ⇒併用徴収者が普通徴収のみとなった場合を想定しております。確認が伝わるよう、表現を修正いたします。		
3.6.22.	今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者 (納税承継人) の設定有無を管理できること。							【当初異動処理・死亡者確認リスト出力】 【137】 併用者等、普徴もしくは特徴のみの課税に変更することができること。 【138】 併用調査票情報に登録され、かつ1月1日以前に死亡しているデータを、死亡者確認リストに出力できること。 【更正処理・全納】 【314】 今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。	【134】 納税通知書発送担当者うち、死亡者リストを出力できること。 ※当期及び前月課税更正の両方で必要 ※死亡者等で納税通知書を送付できないため、相続人等に送付先を変更する作業に使用 ※E00での該当データ出力でも可	【3.6.37 更正 (例月)】 今回月次処理の対象となっている者のうち、死亡者の一覧を作成することができること。 死亡者には相続人代表者 (納税承継人) の設定有無を管理できること。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	①質疑回答 ②-1) 仕様書たき台に記載されている状況がよくわかりませんでした。併用者の特殊性を想定しているのでしょうか。 ⇒併用徴収者の死亡者等の死亡者把握し、そのうち相続人が未設定の対象を抽出するための機能として想定しております。 ②-2) 「月次処理」とは、具体的にどのような処理を言うのか、納税通知書の発送 (作成) 処理のことでしょうか。当初では納税通知書を印刷ではなく、月間送付しており、機能としては月次 (例月) 処理ではない。 上記の理解であれば、「納税通知書の発送処理」と確認したほうが良いと考えます。違うのであれば、処理内容を明確にしたほうが良いと考えます。 ⇒更正処理、更正処理に伴う納税計算処理を月次で実施する想定で記載しております。 機能の目的としては、更正処理での通知対象者のうち、相続人未設定の死亡者を把握するための機能を想定しております。 死亡者に対しては通知書を送付し、返戻で把握する運用も見られるため、一層の効率的な運用を規定できるから整理したいと考えます。
3.6.23.	前年度との比較が容易にできること。								【3.6.39 更正時の参考データ照会】 更正時の参考情報として、前年度情報の参照が可能であれば有用性は高い認識であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	③機能の修正 必須の機能とします。	
3.6.24.	収納情報との比較が容易にできること。								【3.6.40 更正時の参考データ照会】 収納状況と参照し、期前納税等の処理結果を確認する場合など有用な機能であるため、オプションとしての要件化が妥当と考えます。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	③機能の修正 必須の機能とします。	
3.6.25.	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている者について、自動的に非課税とすることができること。 【課税資料決定】 237 生活保護対象者について、自動的に非課税状態へ更新ができること。 【非課税判定】 428 生活保護法の規定により厚労大臣が定める保護の基準における地域の区分ごとに非課税判定できること。								【3.6.41 生活保護】 1月1日現在の生活保護法対象者を非課税とすることは必須の想定です。 自動判定することで、正確な課税業務を遂行することができるため、必須の想定です。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。	
3.6.26.	1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けず、非課税とされる対象者について、個別に追加・取消ができること。								【3.6.42 生活保護】 1団体のみの要件化ですが、個別に生活保護情報の更新をするために必須の想定です。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	③機能の修正 一言修正の通り修正します。 「1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けず、非課税とされる対象者について、個別に追加・取消ができること。」	
3.6.27.	個別に生活保護法による非課税対象者の追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。								【3.6.43 生活保護】 個別に対応した生活保護情報の更新の結果を反映するために必須の想定です。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	③機能の修正 一言修正の通り修正します。 二言修正の通り修正します。 「個別に生活保護法による非課税対象者の追加・取消を行ったものについて、非課税に変更、非課税の取消ができること。」	
3.7.	その他 (更正処理)											
3.7.1.	過去10年分の更正 (既年含む) ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること (課税年度と課定年度を管理すること)。								【3.7.1 過年度更正】 過去10年分の更正 (既年含む) ができること。 過年度の該当課税情報を引継いで、更正を行うことができること (課税年度と課定年度を管理すること)。 【注】 更正の対象を課定していますが、明らかな内容であるため記載は不要と判断しています。 ※課税台帳の出力については構築要件で検討する想定です。	過年度の更正は、通常発生する業務であるため、必須の想定です。 【注】 更正の対象を課定していますが、明らかな内容であるため記載は不要と判断しています。 ※課税台帳の出力については構築要件で検討する想定です。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか) ※構築一覧でも詳細を確認します。	③確認事項 更正は既年を含めて7年、確認は既年を含めて10年よりか確認いたします。
3.7.2.	過年度更正が、増額・減額 (税額が変わらないものも含む) の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数に制限なく行えること。								【3.7.2 過年度更正】 過年度更正が、増額・減額 (税額が変わらないものも含む) の別や、過去の異動・更正履歴にかかわらず、入力時期及び回数に制限なく行えること。 【注】 更正の対象を課定していますが、明らかな内容であるため記載は不要と判断しています。 ※課税台帳の出力については構築要件で検討する想定です。	過年度更正について、更正可能な期間においては、回数制限なく入力できることは必須の想定です。 【注】 更正の対象を課定していますが、明らかな内容であるため記載は不要と判断しています。 ※課税台帳の出力については構築要件で検討する想定です。	左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか) ※構築一覧でも詳細を確認します。	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。
3.7.3.	過年度更正において特別徴収の税額が増加した場合、増額分を自動で普通徴収の随時徴収とすることができること。								【3.7.3 過年度更正】 過年度更正において特別徴収の税額が増加した場合、増額分を自動で普通徴収の随時徴収とすることができること。 また、増額分を随時普通徴収の随時徴収とすること。	過年度の増額更正に対応するために必須の想定です。 左記「考案方・機能」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認してください。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	当初の仕様書たき台の記載から、変更無しといたします。	

機能名称	仕務者たき台	画面フロー	D時	O時	D時	E時	D時	I時	案件の考え方・機能	検討項目(論点)	検討項目(論点)
H7通知 21											
H7通知 22											
H7通知 23											
H7通知 24											
任意で事業所を指定し、総務者指定様式の特別徴収納入書(紙、データ)を二様または複数に発行できること。											
H7通知 25											
H7通知 26											
4.1.2. 特別徴収納入書発行	No. 3.10										
H7通知 27											
H7通知 28											
納付書の送付を不要とする事業所については、設定により出力しないようにできること。	No. 3.10										
4.1.3.	No. 3.10										
前年度の納入書不要事業所の情報を引き継ぐことができること。	No. 3.10										
4.1.4.	No. 3.10										
電子データの磁気媒体による給付金払振書の提出があった事業所に対して、磁気媒体用の特別徴収税額通知電子データ二様または複数に作成できること。	No. 3.10										
4.1.5. 電子データ通知(光ディスク専用)	No. 3.10										
4.1.6. 電子データ通知(αLAX連携用)	No. 3.10										
αLAX連携用の特別徴収税額通知(変更通知)電子データ(正本・副本)が一括または複数に作成できること。	No. 3.10										
4.2. 普通徴収税額通知発行	No. 3.15 No. 4.18										
当初処理、変更処理の結果に基づいた、普通徴収納税(決定・変更)通知書(当初・更正分)を通知日未指定で発行できること(課年度及び過年度分)。データで一括出力も可能なこと。通知書の発行先一覧が出力できること。											
当初処理、変更処理の結果に基づいた、普通徴収納税(決定・変更)通知書(当初・更正分)を通知日未指定で発行できること(課年度及び過年度分)。データで一括出力も可能なこと。通知書の発行先一覧が出力できること。											
普通徴収納税通知書発行	No. 3.15 No. 4.18										

機能名称	仕務担当部署	システム	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件	要件の考え方や優先	検討項目(検討点)	検討項目(論点)
												(0-3) 出力した機種の区分(= 職年度と過年度でわけ、年金特種区分、などの通知書の区分)については、機種で検討する。それとも機種区分か。 →山分けについても検討いたします。ただし、資金ルールは機種と考えるため、山分け指定が必要な項目(課税年度、徴収区分、郵便番号(区内特別郵便対応)等)を洗い出して把握することを想定しております。 ③その他 ④K「コンビニ収納等に対応した納付書もあわせて発行できること」を通知いたします。」のご意見がありますが、納付書仕様(収納チャネル)については収納での整理を想定しております。
H72追加27												
H72追加28												
H72追加29												
H72追加30												
4.2.2	普通徴収納付書発行	No. 7.2	【前置報告】 400. 普通徴収の納付書は、金融機関・郵便局・コンビニで発行でき、クレジット・納付、マルチペイメントに対応した統一様式であること。 【マルチペイメント】 425. 特別徴収、普通徴収の納付書は、マルチペイメントに対応していること。	6.2.4. 当初通知書交付 (536, 538, 539) ●印刷納付書が印刷できること ●納付書の様式については、コンビニ納付、ペイジー、クレジット、ヤフー公金、モバイルレジに対応できること ●インターネット環境を利用した納付のための納税通知書、納付書が対応可能なこと 6.3.5. 更正通知書交付 (807) ●2指定した期限内に納税更正や徴収方法変更等が発生した旨を、交付発生時として抽出し、納付書印刷用の大量印刷用ファイルが出力できること	【更正発行・全般】 (162) 入力した異動区分については、即時で「登録書」や「通知書」の出力が行え、「納付書」や「証明書」の出力もできること。 【更正発行・全般】 (165) 納付書の印刷発行が行え、既納付の届がある場合については、既納付を差し引いた金額で印刷されること。 【更正処理・全般】 (312) 普通徴収の徴収情報に、請求額、納付済額、納付すべき額(請求額-納付済額)を表示できること。	【当初普通通知書等作成、一括作成後の差額】 (147) 当初普通通知書データ作成後納税通知書差額までの期間に税額を修正した場合は、差額分の当初納税通知書を印刷できること 【課税更正管理、課税注意対象者確認リスト】 (155) 通知トラブルがあり、発生する納税通知書の内容を確認する必要がある対象者を課税注意対象者として登録・修正し、納税通知書を発送する際に登録をリスト出力できること。 ※当初及び月別課税更正の方が必要※RDCでの該当データ出力でも 【課税更正管理、減額通知】 (201) 課税更正で課税から非課税に重要となった納税義務者、また既納付で今後納付する額がない納税義務者に対して、納税通知書を出力すること 254. 当初出力する納税通知書、納付書は市の発送事務の効率性を考慮し、出力グループ内で市で異なった出力で出力することに対応できること。 (例) 郵便番号+宛先番号 (例) 郵便番号+宛先番号 (例) 台帳番号(住基番号等)とは異なる町別の世帯番号等	253. 当初に出力する納税通知書、納付書の印刷納付書は機種による異動(変更)を発生しており、現在の課税書の有無や納付書枚数の違いにより機種の様式を使用している。また、発送時には郵便マークの有無や郵便番号、重さなどによる仕分けが必要である。出力時には印刷納付書、差込作業の複雑化および郵送時の多岐化を招かないよう、機種種類の設計、出力のグループ分け指定ができること。 【実行例1】 ・通知書機種……………4種類 ・グループ分け……………死、国内転出、市外転出、印字不良(再発行)、要額別対応、郵便番号に基づく郵便局区分3種 【実行例2】 ・通知書機種……………5種類 ・グループ分け……………郵便番号に基づく郵便局区分3種+外国人区分 254. 当初出力する納税通知書、納付書は市の発送事務の効率性を考慮し、出力グループ内で市で異なった出力で出力することに対応できること。 (例) 郵便番号+宛先番号 (例) 台帳番号(住基番号等)とは異なる町別の世帯番号等	【4.2.2. 普通徴収納付書発行】 任意で個人を指定し、普通納税通知書及び納付書が発行できること。	通知書及び納付書の機種別発行は必須の要件です。	左記「考え方・機種」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機種が必要か ・なぜこの機種が書いていないのか(不要なのか、他の機種で稼働しているのか) ・その他に具体的に明記すべき異議必須機種はないか	①機種の修正 二重下線での通り修正します。 ※以下の機種が必要かを個人を指定し、普通徴収納税通知書及び納付書が発行できること。」	
4.2.3	税額変更があった場合は、納付状況と連動し差額の納付書が発行できること。											
H72追加31												
4.3. 年金特別徴収												
4.3.1	年金特別徴収依頼通知作成 (dLAX連携)											
H72追加32												
4.3.2	年金特別徴収中止通知作成 (dLAX連携)											
H72追加33												
4.3.3	年金特別徴収変更通知作成 (dLAX連携)											
H72追加34												
4.3.4	年金特別徴収税額決定通知書発行											
4.4. 通知書再発行												

機能名称	仕様がたき台	リリース ロード	D	E	F	G	H	I	要件の考案方・価値	検討項目 (検討点)	検討項目 (検討)
4.4.1. 通知書再発行	各通知書（特別徴収税額決定・変更通知書、特別徴収納入書、普通徴収納税（決定・変更）通知書、普通徴収納付書、税金控除等の通知書等）の再発行ができること。 特別徴収再発行については、当初、更正区分と発行日の指定ができること。	No. 3, 19 No. 7, 2	6.4.2. 再交付 (859, 860, 862, 864-866, 868, 870-872, 874, 875, 878-882, 897-899) 【当初課税総額・全額】 (13) 当初特種課税の通知後、当初普通課税までの1ヶ月の間に発生した特種課税の異動についても、意識することなく異動入力が行え、特種者に対する再通知が行えること。 ■納付書の種類については、コンビニ納付、ペイジー、インターネット連携を利用した納付のための納税通知書、納付書が対応可能なこと ■3口戻り納税通知書が印刷できること ■4口戻り納税通知書が印刷できること ■特種納入書については、コンビニ納付、ペイジー、電子納付に対応可能なこと ■1184を利用した納付が対応可能なこと ■5納税通知書（特種徴収者用）が印刷できること ■6納税通知書（納税義務者用）が印刷できること ■7納税決定通知書（変更前後の印刷）の印刷ができること ■8納税決定対象者については、仮の住所を入力することができること。 ■9、10のデータの住所については、入力した仮の住所が反映されること。 ■11については、個人、事業所ごとに印刷可能なこと。 ■特種納入書に金額を印字する/しないを選択できること。 ■事業所ごとに特種納入書の金額を印字する/しないを選択できること。 ■納期の特種事業所の納税通知書に「納期の特例」と印字されること。 ■送付先設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。 ■住居税事業所の設定がある場合、郵便の宛先に反映されること。 ■当初通知とは異動事由を非表示で出力、変更通知分は異動事由は表示で出力とし、出力時に当初分と変更分の選択ができること。 ■納税通知書、収税票受渡通知書、納付書について収納システムと連携し、収納源の別については、収納済みであることが分かるように記載されること。 ■異動履歴時分データで納税通知書（特種も含む）を発行できること ■1184、1185の機能について発注日の指定ができること。 ■発行履歴保持し、照会ができること ■請求数書かつ、控除不足通知がある対象者用のお知らせ文が出力できること。	【当初課税総額・全額】 (13) 当初特種課税の通知後、当初普通課税までの1ヶ月の間に発生した特種課税の異動についても、意識することなく異動入力が行え、特種者に対する再通知が行えること。				【4.5.1. 通知書再発行】 各通知書（特別徴収決定・変更通知書、特種納入書、普通徴収（決定・変更）通知書、普通納付書、年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行ができること。納税通知書再発行時は、当初・更正区分や発行日の指定ができること。	再発行の対象に通知書を含めるかを確認させていただきます。 通知書（決定・変更）通知書、普通納付書、年金特別徴収税額決定通知書等）の再発行は、当初より再発行（再発行）の場合は、当初より再発行の対応はしない認識です。	<確認事項> 通知書の再発行を実施しているか確認させていただきます。 ①通知書の再発行を対応している ②再発行の対応はしていない ※以下について確認させていただきます。 ・必ずその機能が必要なだけの機能が書いているのか（不要なのか、他の機能で補われているのか） ・その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか	①通知書を含め再発行の機能は必須とします。
4.4.2. 特別徴収税額通知書の任意再発行	特別徴収について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特別徴収税額通知書の再発行ができること。							【4.5.2. 特別徴収税額通知書の任意再発行】 特別について、納税義務者を任意で抽出し、抽出した対象者に対して特別徴収税額通知書の再発行ができること。	再発行	再発行	①再発行の機能は必須とします。
4.4.3. 特別徴収税額通知書の電子化	特別徴収税額通知書の電子化	No. 3, 11 23						【4.5.3. 特別徴収税額通知書の電子化】 特別徴収税額通知（特別徴収義務者）の電子化に対応できること。	再発行	再発行	①機能の修正 「電子化機能の通り修正します。 【電子化機能の修正は特別徴収決定・変更通知書データ（正常・不正常）の再発行が可能です。】」
4.4.4. 任意修正	各通知書に対し、通知書へのシステム出力値を通知書発行時に任意に変更できること。							【4.5.4. 任意修正】 各通知書に対し、通知書へのシステム出力値（※※※）を通知書発行時に任意に変更できること。 例として、更正処理を待つて行い、再発した際に、システム上は変更なしとしてデータを登録するが、再発行時に通知書は更正として項目出力を行うケースを想定。	システム処理のタイミングにより、納税義務者への通知内容が不透明になる場合を想定した機能と見受けられますが、戻りとして個別修正は不可とすべきと考案させていただきます。 ※通知書に印字した内容が異動情報と異なる状況となる場合が想定されます。 戻りする場合は、任意修正可能な項目を限定する等の対応が必要と考案します。	<確認事項> 通知書内容の個別修正が必要か確認させていただきます。 また、通知書の印字内容を任意に変更可能な機能とした場合に更新不可とすべき項目があるかを検討させていただきます。 ①通知書の印字項目を任意に修正可能な通知書の印字項目の修正は不可能 ②通知書の印字項目を限定的に修正可能な項目 【変更不可項目（想定）】 ・税額 ・通知日 ・所得、控除、扶養情報等の課税根拠	①確認事項 発行、「通知書の印字項目を任意に修正可能」としている場合、即時課税決定（3.6.3.）が実現できれば、修正は不要となるか確認いたします（システム仕様により、任意修正が発生しているのかを確認する原因です）。
4.6. 証明書発行	課税証明書、非課税証明書の発行ができること（過年度も含む）。		【税務証明】 420 課税証明書の発行ができること。 422 扶養証明書の発行ができること。	【証明・全額】 (177) システム上、所得証明、所得課税証明、非課税証明など証明額は過年度分（現年度もあわせて5年間控除）に対応できること 【証明・被扶養者の証明発行】 (295) 被扶養者の場合、課税情報なくても証明発行できること。 (184) 扶養証明書もしくは被扶養証明書を出力で、証明する個人、課税対象年度、及び証明する個人に扶養される、もしくは扶養している個人を指定して出力ができること。	【証明・証明発行】 (294) 対象者を検索し、正しい情報で証明発行できること 【証明・被扶養者の証明発行】 (295) 被扶養者の場合、課税情報なくても証明発行できること		【4.6.1. 課税証明書、非課税証明書発行】 課税証明書の発行は任意上、必須の想定です。詳細は機要件でも確認させていただきます。 【対象と想定するシステム】 ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム 【上記システムと連携がある場合の対象機】 ・課税証明書 ・非課税証明書 ・所得証明書 ※以下について確認させていただきます。 ・その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか ※機要件でも詳細を確認します。	課税証明書の発行は任意上、必須の想定です。詳細は機要件でも確認させていただきます。 【対象と想定するシステム】 ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム 【上記システムと連携がある場合の対象機】 ・課税証明書 ・非課税証明書 ・所得証明書 ※以下について確認させていただきます。 ・その他に具体的に明記すべき業務必須機能はないか ※機要件でも詳細を確認します。	①オプション機能の追加 下記システムとの連携をオプション機能として追加いたします。 ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム なお、対象機については、機要件で様式等を整理の上機能に反映いたします。		
4.5.1. 課税証明書、非課税証明書発行		No. 7, 5						【4.6.2. 課税証明書、非課税証明書発行】 課税証明書、非課税証明書に「児童手当」「被扶養者用」「特例のみ用」「減免額」の表示を出せること。表示指定した場合は「上記の目的以外には使用できません」等の表示も表示可能なこと。 減免額については、年度毎に証明発行の禁止ができること。 【4.6.3. 課税証明書、非課税証明書発行】 課税証明書は、個人住民税と都道府県住民税の内訳を表示できること。税額控除の内訳の表示ができること。 課税通知発行日以前に発行不可の制限ができること。特別徴収対象者と普通徴収対象者で通知発行日が異なるため、発行制限の期間も異なる（当初課税のみ） 【4.6.4. 課税証明書、非課税証明書発行】 控除額を全年度（12年で一様適用）にする設定もできること。 【4.6.5. 課税証明書、非課税証明書発行】 一度課税決定（課税・非課税決定）された内容と、入力決定前内容のいずれかを発行するの選択ができること。 ・例えば当初課税時は課税になっていて、現在申告により課税になる予定（入力した内容が課税ではない）という場合、決定時の内容で課税証明書を出すか、強制制による内容で非課税証明を出すか選択できること なお、更正課税について、即時反映を行う場合は発布前に確認ができれば可とする。また、決議処理後の出力でも可とする			
4.7. 追加	下記の機能をシステム上の運用に追加すること。 ・電子交付システム ・コンビニ交付システム ・証明書自動交付機 ・総合証明システム										

機能名称		仕様等すべきとき		A	B	C	D	E	F	G	H	I	要件の考案方・検証	検証項目 (観点)	検討項目 (観点)		
6.6.3	発行	「特定個人情報の取扱い」の取扱いについて、オンライン上で個別出力した履歴や以下の条件により一括発行対象から除外されること。 「一括発行の対象除外」 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴													①確認事項 「一括発行対象外とする条件について、下記以外に必要な条件がないか確認いたします。」 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴 「一括発行前」に、オンライン上で個別出力した履歴		
6. 運用・発生																	
6.1. 運用・発生																	
5.1.1	送戻者情報管理	通知書等の送戻者情報 (通知書発送日、返戻日、調査状況・結果、決裁日) の管理 (登録、修正、削除) ができること。 送戻者情報の一括登録もできること。	No.2,5, 10 No.3,14, 18,22 No.4,5, 21 No.12,1	6.2.4 当初通知書交付 (499) ■調査内容の入力ができること。									5.1.1 送戻者情報管理 通知書等の送戻者情報 (調査状況・結果、決裁日等) の管理 (登録、修正、削除) ができること。 送戻者情報の一括登録もできること。 送戻者情報の一括登録もできること。 送戻者情報の一括登録もできること。	通知書等を確実に送戻するため、通知書の送戻者情報の管理は必須の想定です。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか		
5.1.2	公示送達対象者抽出	公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	No.12,6	6.2.4 当初通知書交付 (500) ■公示対象者一覧データが出力できること。									5.1.3 公示送達対象者抽出 公示送達対象者の一覧をリスト等で抽出できること。	公示送達業務は必要ですが、送戻者が管理できていない状態で公示送達業務も行うことは、リスクが高まると考えます。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)		
5.1.3	公示送達処理	調査の結果、所在不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査結果を管理 (登録、修正、削除) できること。	No.12,6	6.2.4 当初通知書交付 (506, 510) ■個人照会画面において公示対象者であることが画面 上確認できること。									5.1.4 公示送達処理 調査の結果、所在不明のものについて公示送達の処理ができること。 公示送達の調査結果を管理 (登録、修正、削除) できること。 5.1.5 公示送達文書作成 公示送達文書を作成できること。	公示送達処理として、公示送達対象者の抽出 (住所不明) ができれば いい想定です。本件は、オプション としての要件化が妥当と考えます。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)		
6. 運用・発生																	
6.1. 自治体等からの照会																	
6.1.1	扶養情報照会	扶養情報等 (戸籍照会等含む) に係る照会対象者を任意の条件 (区外の被扶養者、基幹、ひとり親等 等) により抽出できること。	No.9,2	6.2.2 扶養否認登録 (407, 408, 410, 412, 414, 416) (330) 個人課税情報及び扶養・専従者情報と共に、 世帯員扶養情報の併記請求区分を更新すること。 【扶養・専従者、被扶養者所得確認通知】 (338) 扶養・専従者情報に存在し、世帯員扶養情報 に存在しないデータを抽出し、被扶養者所得確認通知 を出力できること。 【照会対象者管理、遠隔地扶養照会管理】 (335) 他市町村に送付する遠隔地扶養照会について、 納税義務者ごとに発送区分 (発送するの発送しない) 及び 送付の有無を区分し、登録修正できること。発送年月日 が登録・修正できること。 ※送付したことを他の画面でも管理できれば可 ※送付したデータを抽出し、一括で登録修正できること ※送付したことを他の画面でも管理できれば可 ※送付したデータを抽出し、一括で登録修正できること										6.1.1 扶養情報照会 扶養情報等 (戸籍照会等含む) に係る照会対象者を 任意の条件 (区外の被扶養者、基幹 (夫)) により抽出 できること。 EIDによる代替運用も可とする	扶養情報の照会対象者の抽出は必須の想定 です。 EIDについては、照会書の作成単位 (事 業所・納税義務者) や照会書の作成単位 について詳細を記載しています。 照会書の作成については、種別ごとの 検討を実施する予定です。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか) ※構内でも詳細を確認します。	
6.1.2	所得情報照会	所得情報等に係る照会対象者を任意の条件 (区外の被扶養者等) により抽出し、 他自治体等への照会通知書 が作成できること。	No.9,2 No.9,2	6.1.3 更正 (税額変更) (469, 671, 673) 「任意条件 (市外) 被扶養者として紐付けされた該当者 について必要出力の該当者について一括で所得照会文書 を印刷できること。 ■1で印刷した該当者一覧データが出力できること。 ■個別で所得照会文書を印刷できること。									【家賃控除額 所得照会書】 (262) 他市町村間の所得照会書 (所得金額だけでなく、課税状況の照会が必要) を作成できること ※一括処理で作成できることが望ましい	243 未申告者のうち、一定の条件に基づいて対象者 を抽出し、一括して所得調査票を出力できること。 また、所得調査票を出力した旨を登録・管理すること ができること。 (注) 特定の条件で利用できる情報は、過去の資料情報、前年の 所得、課税情報、世帯員の所得情報、最終所得情報 (転出、死、外国入など) を想定。 ※「所得調査票」は事務処理のための内部文書を想定 244 未申告者所得調査の調査結果情報をオンライン上 力により登録・管理できること。	6.1.2 所得情報照会 所得情報等に係る照会対象者を任意の条件 (区外 被扶養者等) により抽出し、他自治体等への照会通知 書を作成できること。	所得等の照会が必要な対象者の抽出機能 は必須の想定です。 照会通知等については、定型文による運 用も考えられる (抽出した対象 者の属性を差し込み印刷する運用) ためオプ ションとしての要件化が妥当と考えま す。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)
6.1.3	照会対象者抽出	前年度課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意の条件 (前年度課税実績がある者、当年度未申告 等) により抽出できること。		6.1.3 更正 (税額変更) (469, 671, 673) 「任意条件 (市外) 被扶養者として紐付けされた該当者 について必要出力の該当者について一括で所得照会文書 を印刷できること。 ■1で印刷した該当者一覧データが出力できること。 ■個別で所得照会文書を印刷できること。									6.1.3 照会対象者抽出 前年度課税実績をもとに企業等への照会対象者を任意 の条件 (前年度課税実績がある者、当年度未申告者等) により抽出できること。EIDによる代替運用も可と する。	6.1.3 照会対象者抽出 照会対象者の抽出に必要な機能の 実現は必須の想定です。 EIDについては、照会書の作成単位 (事 業所・納税義務者) や照会書の作成単位 について詳細を記載しています。 照会書の作成については、種別ごとの 検討を実施する予定です。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか		
6.1.4	送付先自治体登録	照会に伴う送付先自治体情報 (郵便番号、自治体所在地、自治体名称または市税事務所名) が登録され ていること。登録した被扶養者の住所より送付宛先が自動で出力されること		6.1.3 更正 (税額変更) (469, 671, 673) 「任意条件 (市外) 被扶養者として紐付けされた該当者 について必要出力の該当者について一括で所得照会文書 を印刷できること。 ■1で印刷した該当者一覧データが出力できること。 ■個別で所得照会文書を印刷できること。									6.1.4 送付先自治体登録 6.1.1-4.1.1 の照会に伴う送付先自治体情報 (郵便 番号、自治体所在地、自治体名称または市税事務所 名) が登録されていること。登録した被扶養者の住 所より送付宛先が自動で出力されること。	100%の要件化ですが、送付先自治体 が異なる自治体へ送付する際には、送 付先自治体の管理機能は必須の想定です。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか) ・その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか		
6.2. 自治体等からの照会																	
6.2.1	各種照会への回答	他自治体等からの扶養情報照会、所得情報照会等に対して、必要な情報を出力した回答書等が作成でき ること。	No.9,2	6.1.3 更正 (税額変更) (469, 671, 673) 「任意条件 (市外) 被扶養者として紐付けされた該当者 について必要出力の該当者について一括で所得照会文書 を印刷できること。 ■1で印刷した該当者一覧データが出力できること。 ■個別で所得照会文書を印刷できること。									【不明資料届に照会の要否を管理することができる こと。 132 所得の所得等の状況を資料毎かつ年度単位で管理 すること。 133 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 134 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 135 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 136 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。	【2 他市町村からの情報提供 7.2.1 所得照会回 答】 他市町村からの所得照会についての回答書を生シ テムで作成できます。また、電子公印印字で発行でき ます。 【2 他市町村からの情報提供 7.2.2 扶養照会 書】 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 132 所得の所得等の状況を資料毎かつ年度単位で管理 すること。 133 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 134 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 135 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。 136 任意条件の照会が必要な資料情報について、納税 義務者本人の任意照会文書一括して作成できること。	必要性は高い機能と考えます。 ただし、定型文による回答が可能な照 会であれば、EID機能と組み合わせる運用 も可能と考えられるため、オプ ションとしての要件化が妥当と考えま す。	左記「考案方・検証」に記載の方針で問題ないか確認 ※以下について確認させていただきます。 ・なぜその機能が必要か/なぜこの機能が書いていないのか (不要なのか、他の機能で賅われているのか)	

機能名称	仕事種別	画面	A	B	C	D	E	F	G	H	I	要件の考え方・優先	検討項目 (優先度)	検討項目 (優先度)
			<p>【外部連携連携】 198. 課税入力画面で履歴を有し、同画面で新旧を確認できること。</p> <p>【電子申告】 206. 課税入力画面で履歴を有し、同画面で変更前の全履歴内容・変更後を確認でき、更新入力が確認できること。 212. 課税入力画面で履歴を有し、同画面で新旧を確認できること。</p> <p>【異動、その他】 363. データの更新を行なった職員を通常の照会画面で特定できること。</p> <p>【問い合わせ】 383. 課税台帳の過去の課税情報 (主な項目: 資料区分 (課税等)、異動日、異動事由、所得、控除、本人扶養サイン、所得割、均等割額等) を5年以上一つの画面で検索比較ができること。 384. 世帯の課税状況を一覧形式で確認ができること。 また、世帯員の世帯区分、課税資料、特等世帯所 (指定申請)、合計所得、専任区分、扶養状況、24歳状況、障害者・高齢者・未成年状況、扶養状況、メモ状況などが確認できること。</p>											
							<p>【申告受付・申告受付機能】 202. 申告受付支援機能が あること</p> <p>【申告受付・申告受付機能】 204. 申告者を検索し、前年度の課税情報、新年度の課税資料 (給付、年報等) を参照しながら、申告受付ができること</p> <p>【申告受付・社会保険料納付額参照】 207. 審査中に納付した社会保険料 (国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料) を参照しながら、申告受付ができること</p>			<p>【11.1.1. 申告支援機能】 個人住民税及び確定申告受付会場で使用できる申告受付に必要な機能を備えていること。</p>	申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です		
							<p>【申告受付・ローカル印刷用】 203. 税基幹システムが稼働するネットワークから切り離し、ローカル環境で利用できること</p> <p>【申告受付・課税資料データ利用】 206. 申告受付支援機能で入力したデータを新年度の課税資料データとして登録できること</p>		<p>【11.1.2. 申告支援機能】 オフライン環境でも利用可能であり、ネットワーク接続、入力データがシステムに取り込めること。</p>	申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です			
							<p>【申告受付・申告情報入力】 205. 申告者の収入・所得・所得控除を入力することで申告書の作成・印刷ができること</p>		<p>【11.1.3. 申告支援機能】 出力する機能を指定し、入力した金額を基に確定申告書・住民税申告書を出力できること。</p>	申告書支援システムにかかる要件のため、本検討においては対象外としております。	※本件等の対象外です			
			<p>6.1.3. 申告受付登録 (120、135、183、199) ■ (申告支援システム内だけの親および申告支援システム外の他システムとも共通利用できる宛名が作成できること) ■ 申告支援システムで受けた所得税の確定申告について、申告内容をデータで国庫等に送付できること。 ■ 申告支援システムで入力した確定申告データを国庫連携システムとして取捨できること。 ■ 申告支援システムと連携する国庫連携データを取り込んだ際には、国庫連携データは自動で削除され、削除された旨が表示されること。</p>	<p>【確定申告書入力・全般】 (83) 当初データ課税入力において、申告書受付システムからのデータ取り込み方式が可能であること</p> <p>【住民税申告書入力・全般】 (91) 当初データ課税入力において、申告書受付システムからのデータ取り込み方式が可能であること</p>										